

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和3年3月10日

群馬県知事 山本一太 様

群馬県みどり市大間々町大間々1549  
みどり市商工会  
会長 関口好一

群馬県みどり市笠懸町鹿 3003-1  
笠懸町商工会  
会長 七沢博明

群馬県みどり市大間々町大間々1511  
みどり市長 須藤昭男

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：

みどり市商工会：山口勝寛

笠懸町商工会：松嶋康浩

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1 地域の災害リスク

(1) 洪水：ハザードマップ

本市においては、渡良瀬川を代表とする急峻な大小河川があり、南部においては逆に河川の無い地形となっている。

渡良瀬川は、急峻な渓谷を形成しながら流下し、高津戸で関東平野に流れ出る。草木ダムにより洪水調整機能を持ち、国土交通省による砂防事業により砂防ダム・床固工・護岸工・山腹工などの施設整備が進んでいるが、今後も中小河川も含めた改修整備の要望と整備促進に努める。

また、南部の農業用水も近年の宅地化及び施設園芸の増加により、雨水が地下浸透せず表流水となり、集中豪雨時には道路冠水や用水路からの溢水がしばしば発生している。

県事業や市単独の遊水池を設置し対策を推進しているところであるが、更にこの事業を推進し予防を図る必要がある。

(2) 土砂災害：ハザードマップ

土石流、地すべり及び急傾斜地崩壊における大きな災害は発生していないが、降雨時に小規模な土砂崩れは発生している。近年の宅地化により平坦地でない所にも住宅建設が進むことが考えられるため、常時調査し関係者と協議のうえ防止事業を推進する。

土石流、地すべり及び急傾斜地崩壊災害危険区域の実態は以下のとおりである。

①土石流危険渓流

土石流が発生する危険性があり、人家5戸以上又は公共的建物に被害が生ずるおそれのある渓流が、市内では168渓流となっている。

②地すべり危険箇所

地すべりが発生する危険性があり、河川、道路、鉄道、公共建物、人家等に被害が生ずるおそれがある箇所が、市内では3箇所86haとなっている。

③急傾斜地崩壊危険区域

崩壊するおそれがある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれがある区域、又はこれに隣接する土地のうち崩壊を防止するために一定の行為を制限すべき土地として知事が指定する区域が、市内では22区域となっている。

④急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜による崩壊が発生するおそれがあり、人家5戸以上又は公共的建物に被害を及ぼすおそれのある箇所が、市内では282箇所となっている。

⑤土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

群馬県が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき、平成25年11月19日に、東町小夜戸ほか19地区において542箇所の土砂災害警戒区域を指定した。

また、同日、上記土砂災害警戒区域のうち、522箇所の土砂災害特別警戒区域を指定した。

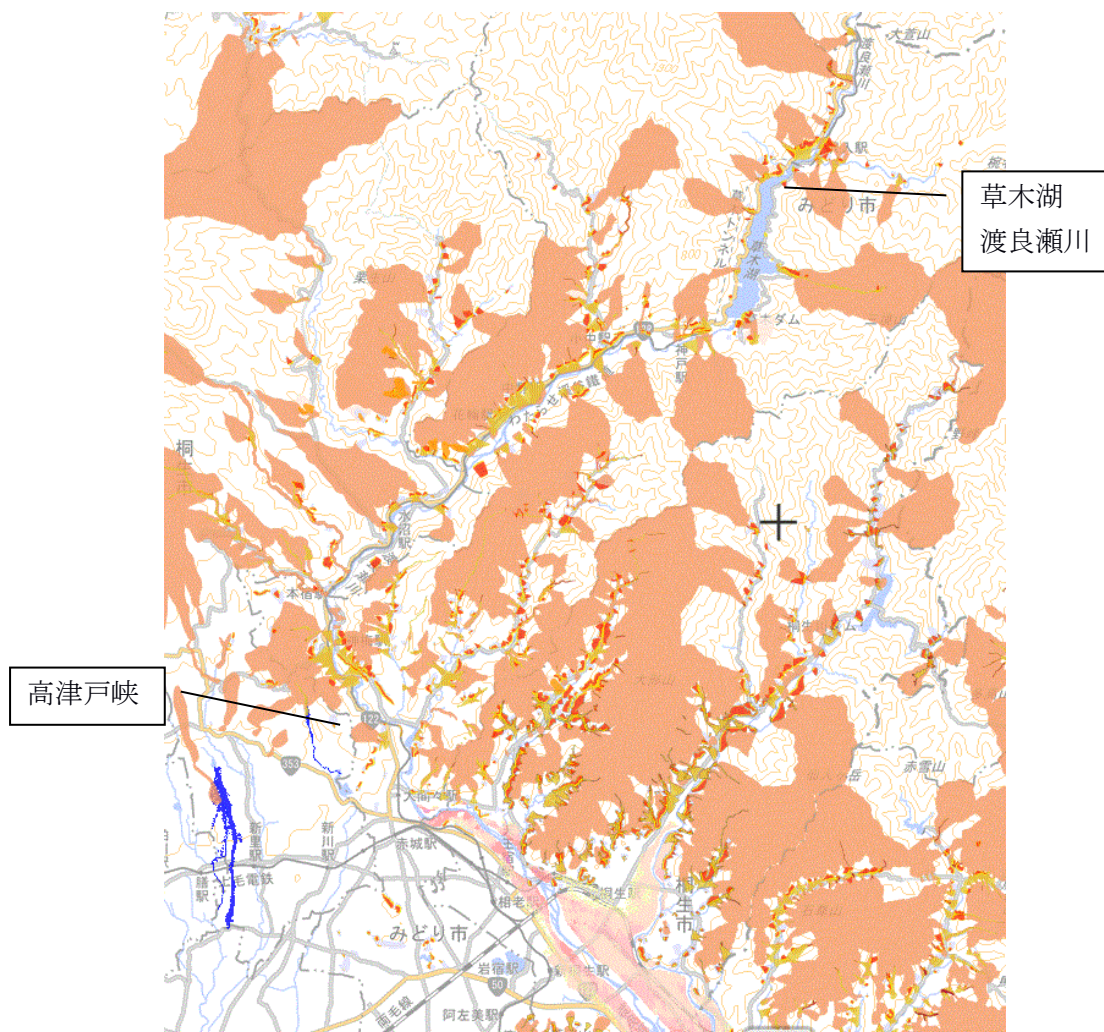
※次項土砂災害警戒区域数と土砂災害特別警戒区域数のとおり

■土砂災害警戒区域数と土砂災害特別警戒区域数

区分	急傾斜区域数				土石流区域数				地すべり区域数				合計
	東	大 間々	笠懸	計	東	大 間々	笠懸	計	東	大 間々	笠懸	計	
警戒区域	152	203	19	374	74	89	2	165	3	0	0	3	542
特別警戒区域	150	203	19	372	69	80	1	150	0	0	0	0	522

(平成 25 年 11 月 19 日みどり市指定)

<みどり市土砂災害警戒区域（特別災害含む）>



### (3) 地震：J・SHIS

#### ①過去の地震状況

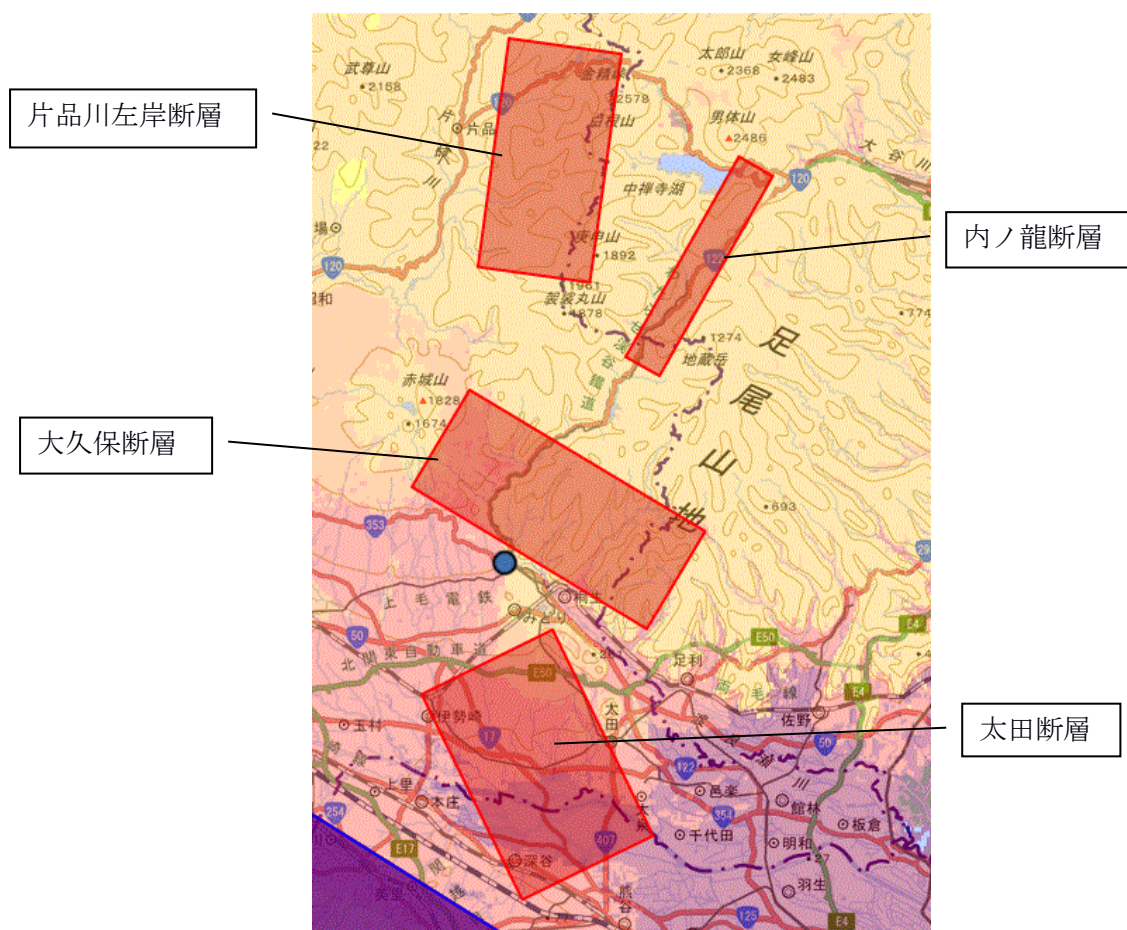
ア 平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災では、14 時 46 分に発生した東北地方太平洋沖地震と、それに伴って発生した津波及びその後の余震により大規模地震災害が発生した。この地震によって福島第一原子力発電所事故が起こった。笠懸町で震度 5 弱、大間々町と東町で震度 4 を観測した。

被害は、家屋被害 181 件、非住家被害 17 件（ブロック塀の倒壊等）、公共施設被害 54 件  
イ 平成 26 年 9 月 16 日 茨城県南部を震源地とする地震では、午前 12 時 28 分ごろ、茨城県南部を震源地にした地震が発生し、市内では、震度 5 弱を観測した。被害は、家屋被害 39 件、非住家被害 2 件、道路 2 件や公共施設 15 件等

#### ②地震発生確率等

J・SHIS（地震ハザードステーション）の地震防災マップによると、みどり市の北には「片品川左岸断層」、東には「内ノ龍断層」、南には「大久保断層」、「太田断層」があり、各々の発生確率等は以下のとおりである。

断層名	マグニチュード	30 年以内発生確率	50 年以内発生確率
片品川左岸断層	M6.8	0.45%	0.75%
内ノ龍断層	M6.8	1.24%	2.06%
大久保断層	M7	0.6%	1%
太田断層	M6.9	0.53%	0.87%





#### (4) 台風

令和元年に発生した台風 19 号では、群馬県内で死者 4 名、重軽症者 9 名、住家被害 1,024 件（内全壊 22 件、半壊 296 件、一部破損 572 件、床上浸水 22 件、床下浸水 112 件）、非住家被害 79 件となっている。

みどり市では、渡良瀬川河川事務所の発表によると、10 月 12 日午後 10 時 20 分に渡良瀬川高津戸で水位 4.29m となり、避難判断水位 4.40m（はん濫危険水位 5.0m）に迫る事態となった。

この台風により、みどり市では笠懸町、東町の一部地域に避難準備・高齢者等避難開始（レベル 3）を発令した。

また、気象庁が桐生、みどり両市に初めて「大雨特別警報」（レベル 5）を発令し、最大級の警戒を呼びかけた。

10 月 11 日の降り始めからの雨量は、東町沢入で連続雨量 329 mm、東町花輪で 291 mm を記録した。

なお、山間部を中心に土砂流入や倒木などで道路の通行止めが相次ぐなどの被害はあったものの、台風による直接的な人的被害は発生しなかった。

#### (5) 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症については、群馬県内では令和 2 年 3 月 7 日に第 1 例目の PCR 検査の陽性者が出た。

みどり市では、県内 79 例目として、20 代女性が令和 2 年 4 月 11 日に初めて陽性者となり、令和 3 年 2 月 27 日までに 123 例の陽性者がでた。

令和 3 年 3 月 1 日現在、群馬県の発表によると、県内感染者は 4,517 人（内死亡者は 84 人）である。

一方経済的にも大きな打撃を受け、各業種とも対応に苦慮しており、商工会への窓口相談は令和 2 年 4 月、5 月から急増、現在も事業継続支援が必要となっている。

## 2 商工業者の状況

(1) 商工業者等数 2,178 人（みどり市商工会管内 1,088 人、笠懸町商工会管内 1,090 人）

(2) 小規模事業者数 1,787 人（みどり市商工会管内 918 人、笠懸町商工会管内 869 人）

※平成 28 年経済センサス活動調査を基に群馬県産業経済部経営支援課が独自集計

【事業所数内訳】※平成 28 年経済センサス活動調査より作成

業種	事業者数	構成比	備考
農業・林業	6	0.3	
漁業	0	0.0	
鉱業、採石業・砂利採取業	2	0.1	
建設業	253	13.4	東町に石材加工業が多い
製造業	408	21.6	笠懸町内に工業団地あり
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0	
情報通信業	6	0.3	
運輸業、郵便業	34	1.8	
卸売、小売業	407	21.5	大間々の国道 122 号沿いに集中
金融業、保険業	7	0.4	
不動産業、物品賃貸業	118	6.2	
学術研究、専門・技術サービス業	49	2.6	
宿泊業、飲食サービス業	192	10.2	

生活関連サービス業、娯楽業	160	8.5	
教育、学習支援業	30	1.6	
医療、福祉	107	5.7	
複合サービス業	3	0.2	
サービス業（他に分類されないもの）	109	5.8	
合 計	1,891	100	

### 3 これまでの取組

#### (1) みどり市の取組

- ①防災計画の策定、防災訓練の実施
- ②みどり市地域防災計画を策定し、必要に応じて随時計画内容を修正している。
- ③洪水、土砂災害、地震ごとにハザードマップを作成し、地域の災害リスクの可視化と市民への周知を図っている。
- ④災害発生時における市職員の初動体制を検証するとともに、災害に対する意識を高めることを目的とし、市職員を対象に災害時初動対応訓練を実施している。
- ⑤関係自治体、関係団体をはじめ大型店、企業などと災害時応援協定を積極的に締結し、人員や物資、資機材などを確保している。
- ⑥大雨や大雪等に対応できるよう「ブルーシート」、「塩化カルシウム」並びに「小型除雪機」を笠懸庁舎、大間々庁舎、東支所に準備している。
- ⑦その他災害備蓄品として、アルファ米、保存水、クラッカー、粉ミルク、液体ミルク、簡易トイレ、毛布、避難所用シート、避難所用間仕切り、段ボールベット等を備蓄している。
- ⑧新型コロナウイルス感染症対策として、マスク、消毒液等を備蓄している。

#### (2) みどり市商工会、笠懸町商工会の取組

- ①事業継続計画の策定、会員被災情報の取集  
みどり市商工会、笠懸町商工会では平成30年4月に各々事業継続力計画（BCP）を作成し、災害時の対応強化を図っている。
- ②会員事業所に対しては、事業継続力強化計画の策定支援を11社実施している。
- ③損害保険では、共済団体と提携し会員事業所の加入推進を行っている。
- ④防災訓練では、各構成団体が定期的に訓練を行い、災害時の対応強化に努めている。
- ⑤防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄。※別途、みどり市における備蓄物品も有り。
- ⑥みどり市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ⑦みどり市防災ナビのPRと登録推進

## II 課題

現状では、災害発生時の対応がみどり市、みどり市商工会、笠懸町商工会で異なり、各団体相互の情報共有や被災支援における連携体制が整備されていない。

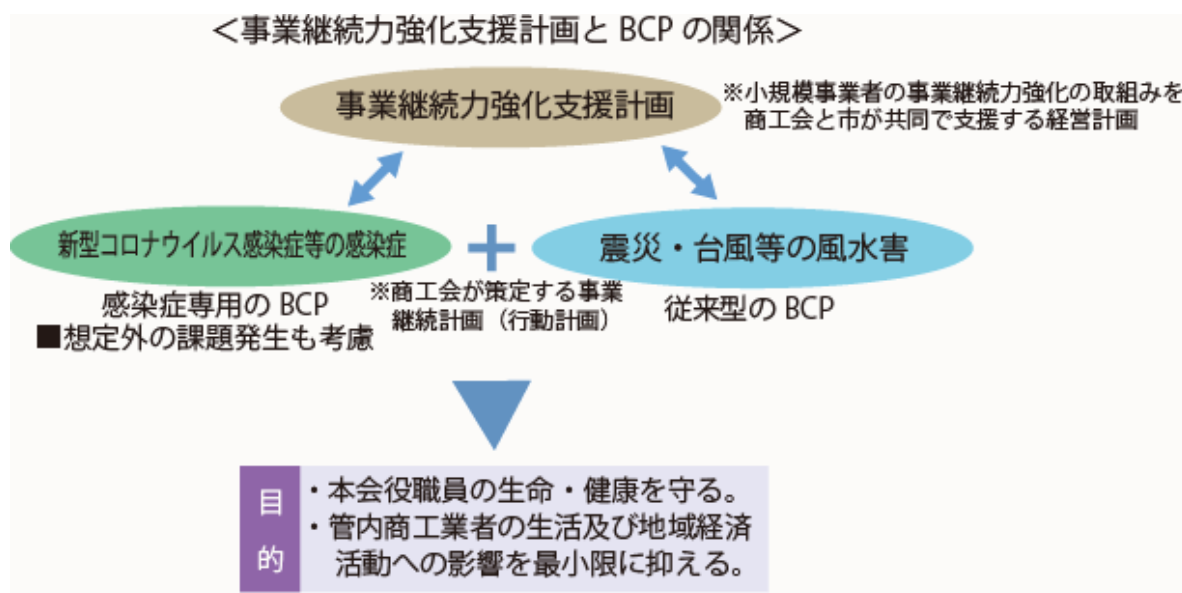
また、2商工会では、各々のBCPを策定しているものの、実際に災害が発生した場合において、効果的に機能するか懸念がある。

更に、BCPの発動基準として、想定している災害が「地震」のみであるため、近年多発的に発生している、風水害並びに新型コロナウイルス感染症等の感染症に対する備えができていない。

### III 目標

上記の課題解決に向けて、以下のとおり目標を掲げる。

- ①災害対策等に関するセミナーの開催や構成団体の会報等での周知によって、地域内の小規模事業者に対する防災、予防意識の啓発を図る。
- ②地域内の小規模事業者に対する事業継続力強化計画や BCP の策定支援を、更に強化することで、小規模事業者の災害対応力の底上げを図る。
- ③災害発生時等における迅速かつ柔軟な情報収集活動及び被災者支援活動を実現するため、防災訓練を実施し、構成団体の対応力強化を図る。
- ④災害対応、感染症等予防に関する情報共有と、地域の事業継続力強化に関する支援方針の検討を行うため、構成団体間で連携体制を強化する。
- ⑤新型コロナウイルス感染症等の感染症は、自然災害とは異なり、人的被害をいかに最小限に抑えるかが課題であるため、従来型の BCP とは異なったアプローチを行う。（下図参照）



#### ⑥その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### I 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～ 令和8年3月31日）

### II 事業継続力強化支援事業の内容

みどり市、みどり市商工会、笠懸町商工会間の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### 1 事前の対策

##### (1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①巡回指導時に、市のハザードマップや J・SHIS 等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ②会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介 や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）並びに事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ⑤新型コロナウイルス感染症等の感染症については、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、適切に対応することを周知する。

また、新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策について事業者へ周知を行うとともに、経営指導員が現地指導並びに支援を行う。

ガイドラインに沿った備品、設備設置については、各種補助金の支援や低利融資の斡旋等を積極的に行う。

##### (2) みどり市商工会、笠懸町商工会自身の事業継続計画の作成

- ①みどり市商工会、笠懸町商工会共に平成30年4月に「事業継続計画」を策定（別添）。更に、令和2年度中に各々「新型コロナウイルス感染症対策BCP」を策定予定（別添）
- ②計画内容については、必要に応じて随時改定していく。また、現時点において実態並びに今後の対応が確定できない「新型コロナウイルス感染症対策BCP」については、行政の指針や専門家の助言等を踏まえて適宜計画内容を変更していく。

##### (3) 関係団体等との連携

- ①協力関係にある損保会社及び共済団体を活用して、専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ②関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催依頼等を行う。



#### (4) フォローアップ

- ①1年に1回巡回指導等で小規模事業者の事業者BCP並びに事業継続力強化計画の取組状況を確認し、適宜改善指導を行う。
- ②(仮称)みどり市事業継続力強化支援協議会(構成員:みどり市、みどり市商工会、笠懸町商工会等)を必要に応じて適宜開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### (5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害(令和元年台風19号・平成23年東日本大震災等と同規模)が発生したと仮定し、みどり市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

### 2 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### (1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等をみどり市商工会、笠懸町商工会とみどり市で共有する。)

#### (2) 応急対策の方針決定

- ①みどり市商工会、笠懸町商工会とみどり市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ②職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ③職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ④大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。
- ⑤被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

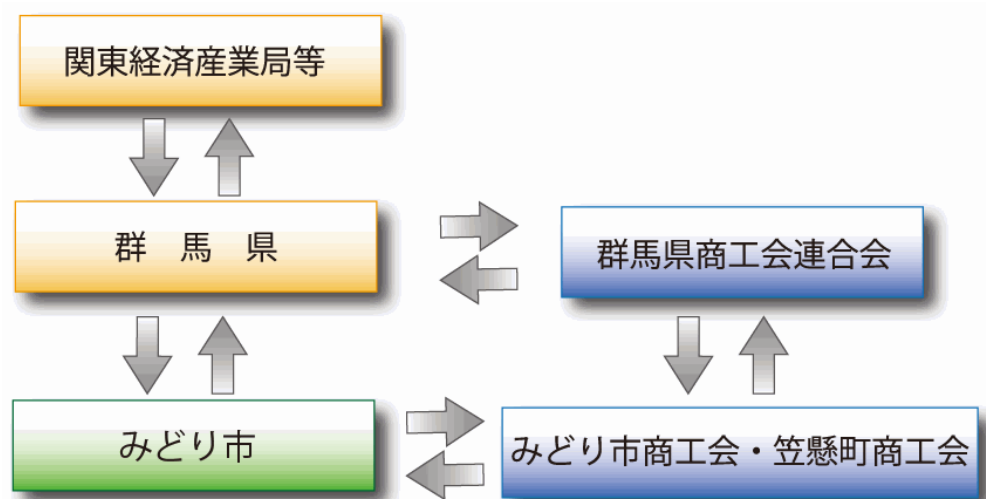
※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

⑥本計画により、みどり市商工会、笠懸町商工会とみどり市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～4週間	適時、共有する
1ヶ月以降	適時、共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ①自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②二次被害を防止するため、みどり市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ③みどり市商工会、笠懸町商工会とみどり市と情報を共有した上で、みどり市商工会、笠懸町商工会は群馬県商工会連合会へ、群馬県商工会連合会は群馬県へ報告する。(下図のとおり)  
※各会がみどり市と情報共有のうえで作成する報告書は、別紙(実態調査票)を参照。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ①相談窓口の開設方法について、みどり市と相談する。みどり市商工会、笠懸町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- ③管内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。その際、協力関係にある損保会社、共済団体と連携し、情報共有を行う。
- ④応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、管内小規模事業者へ周知し、必要に応じて申請等の支援を行う。
- ⑤相談対応時に適切な施策が公表されていない場合は、施策が公表され次第、追って連絡ができ

るよう、相談者の連絡先と状況を取りまとめておく。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ①国、県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ②被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」及び「罹災届出証明書」について周知し、取得を促す。
- ③被災事業者に対し、復興関連の補助金や融資等の支援施策の申請支援を行う。
- ④県連エキスパートバンク等の専門家派遣制度を活用し、事業復興の上での専門的課題に対応していく。
- ⑤商工会の全国ネットワークを活用し、寸断したサプライチェーンの代替先の紹介・斡旋や、遊休設備の調達等の支援を行う。
- ⑥被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県商工会連合会や群馬県等に相談する。
- ⑦その他  
上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表2)

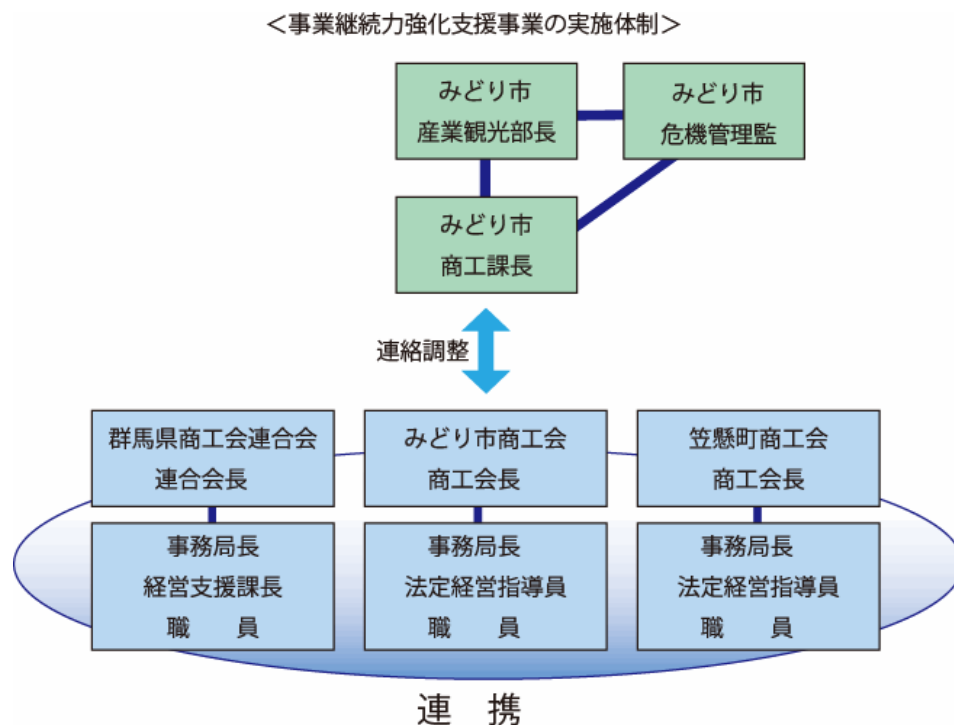
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年1月現在)

1 実施体制

(1) 本支援事業の実施体制は以下のとおりである。



(2) みどり市商工会、笠懸町商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該法定経営指導員の氏名

ア みどり市商工会 法定経営指導員 山口勝寛

イ 笠懸町商工会 法定経営指導員 松嶋康浩

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

ア 本計画実行に関する統括及び監督

イ 本計画の達成状況の確認とPDCA管理（1年に1回以上）

ウ 事業継続力強化に資する施策・保険制度等の情報収集及び情報共有（6月に1回以上）

2 商工会、関係市町村連絡先

(1) 商工会

①みどり市商工会

〒376-0101 群馬県みどり市大間々町大間々1549

TEL 0277-73-6611 FAX 0277-72-2588 E-mail office@midori-sci.or.jp



②笠懸町商工会

〒379-2313 群馬県みどり市笠懸町鹿 3003-1

TEL 0277-76-2507 FAX 0277-76-7814 E-mail office@kasakake.or.jp

③群馬県商工会連合会

〒371-0047 群馬県前橋市関根町 3-8-1

TEL 027-231-9779 FAX 027-234-3378 E-mail office@gcis.or.jp

(2) 関係市町村

①みどり市産業観光部商工課

〒376-0192 群馬県みどり市大間々町大間々1511

TEL 0277-76-1938 FAX 0277-76-9049 E-mail shoko@city.midori.gunma.jp

②みどり市危機管理課

〒379-2395 群馬県みどり市笠懸町鹿 2952

TEL 0277-76-0960 FAX 0277-76-2452 E-mail kikikanri@city.midori.gunma.jp

(3) 被害情報等報告先

群馬県産業経済部経営支援課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1

TEL 027-226-3320 FAX 027-223-7875 E-mail keieika@pref.gunma.lg.jp

報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

(4) その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	1,950	1,950	1,650	1,650	1,650
・専門家派遣費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
・セミナー開催費	600	600	300	300	300
・チラシ作成費	300	300	300	300	300
・会議運営費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県補助金、エキスパートバンク制度等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
<記載にあたり留意すべき点> ・この様式(別表4)は、小規模事業者支援法第5条第3項に規定する「商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者」と連携して事業を実施する場合にのみ記載してください。 ・商工会並びにみどり市以外の者との連携なし
連携して実施する事業の内容
<記載にあたり留意すべき点>
連携して事業を実施する者の役割
<記載にあたり留意すべき点>
連携体制図等
<記載にあたり留意すべき点>